

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成25年6月18日（第8日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成25年第2回平泉町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（青木幸保君）

日程第1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

これから閉会中の継続調査の申し出を行いますが、その前に本委員会所管にかかる調査の件で施設の視察を実施しました。次の施設について早急に改善すべきと思われますので、報告しておきたいと思います。その施設は、学童クラブすぎの子施設であります。視察しましたところ、児童定数を大幅に超過している状況であり、また、この状況は今後も続く見通しであるということです。子育て環境の整備、安全を図るためにも、早急に改善する必要があると見て参りました。町としても何らかの配慮をすべきということでございましたので、ご報告させていただきます。

それでは、継続調査の申し出を行います。

閉会中の継続調査申し出。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）公共施設の整備と財政について、（2）子育て支援について、（3）交通弱者対策について。

以上、よろしく審議お願いいたします。

議長（青木幸保君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部正人議員。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

それでは、閉会中の継続調査申し出についてであります。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、（1）6次産業化の推進について、（2）滞在型の観光客誘致策について、（3）生活道路の舗装化推進について。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議長（青木幸保君）

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第3、請願第2号から日程第5、陳情第1号まで、請願2件、陳情1件を一括議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

請願・陳情審査報告書。

本委員会に付託されました請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

請願第2号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める請願書、審査の結果、採択すべきものとします。

請願第3号、公的年金2.5%の削減中止の意見書提出を求める請願、審査の結果、採択すべきものとします。

陳情第1号、件名、町営建設工事の町内業者への優先発注について、審査の結果、採択すべきものとなりました。

陳情第1号について、なお口頭ではありますけれども、本委員会の審査の中で町内業者においては施工技術を更に精度の向上に努めるよう申し添えるべきとの意見がありましたので、併せて報告いたします。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（青木幸保君）

これから請願第2号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、請願第2号は、採択と決定しました。

次に、請願第3号、公的年金2.5%の削減中止の意見書提出を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（青木幸保君）

挙手多数です。

したがって、請願第3号は、採択と決定しました。

次に、陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議 長（青木幸保君）

挙手多数です。

したがって、陳情第1号は、採択と決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第6、陳情第2号、二級町道日向線沿い排水路の防護対策のお願いを議題とします。

この陳情について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部正人議員。

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

陳情審査報告書を朗読して説明に代えます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

件名、二級町道日向線沿い排水路の防護対策のお願い、審査の結果、採択すべきものということでございます。

この件につきまして、5月13日、産業建設常任委員会で鳥畑建設水道課長に案内をお願いして現地踏査を兼ねました。その結果、委員の中から、同陳情には人命にかかわる安全が危惧される場所がありましたことから、全ての排水路のオープン水路でボックスカルバートの管渠化の対策については予算も考慮して、防護柵としてガードレール及びネットフェンス等も視野に考えてはとの意見もありました。結局、施工方法については、担当課の専門的技術に委ねて講ずるべきとのことで、付託された提案については全員承認されました。

以上、補足いたします。

以上の件につきまして、皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

失礼いたしました。6月18日と訂正いたします。失礼いたしました。冒頭の補足説明で5月13日、産業建設常任委員会で踏査したということは、6月13日の誤りでございました。大変失礼いたしました。

議 長（青木幸保君）

これから陳情第2号、二級町道日向線沿い排水路の防護対策のお願いを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、陳情第2号は、採択と決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第7、北上川治水調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、畠山寛二議員。

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

閉会中の継続調査申し出。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、北上川治水事業について。

よろしくご審議のほどお願いします。以上です。

議 長（青木幸保君）

ただいま北上川治水調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第8、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、大内政照議員。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

閉会中の継続調査を申し出いたします。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査についてでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長 (青木幸保君)

日程第9、行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、行財政調査特別委員長の報告を求めます。

行財政調査特別委員長、佐々木雄一議員。

8番、佐々木雄一議員。

8 番 (佐々木雄一君)

閉会中の継続調査を申し出るものであります。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、行財政の調査について。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (青木幸保君)

ただいま行財政調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長 (青木幸保君)

日程第10、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11 番 (佐藤孝悟君)

閉会中の継続調査の申出書でございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会改革調査についてであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま議会改革調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第11、議案第29号、平泉町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第29号、平泉町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

現在、地方圏におきましては、急速な人口の減少、少子高齢化及び人口の流出が進行する中、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めると共に、地方圏への人の流れをつくるための取り組みとして、総務省が推進しております定住自立圏構想という事業制度がございます。今回、この制度を活用いたしまして、ある程度の都市機能を持つ中心市の一関市と生活面や経済面でかかわりが深い当町平泉とが連携して、仮称ではございますけれども、一関・平泉定住自立圏構想を策定しまして、その構想に基づき暮らしやすい地域づくりと定住化を進めようとするものでございます。今回の条例改正につきましては、この定住自立圏構想を策定するにあたり議会の議決をいただき、定住自立圏形成協定を締結する必要がありますことから、平泉町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、この定住自立圏構想を策定し、その構想に基づき進める事業に対しましては、国からの財政支援が受けられることとなるものでございます。

それでは、参考資料をご覧いただきたいと思います。

平泉町議会の議決すべき事件に関する条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

平泉町議会の議決すべき事件に関する条例の現行欄、本則3号の次に、改正後の欄のとおり、アンダーライン部分の第4号、定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨の通告に関する事項を追加しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第29号、平泉町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第29号、平泉町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第12、議案第30号、平泉町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第30号、平泉町新型インフルエンザ等対策本部条例の補足説明をさせていただきます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平泉町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。なお、これまでは平泉町新型インフルエンザ対策本部設置要綱に基づき対応してきたものでございます。

初めに、参考資料の訂正をお願いいたします。

右下中央の箱の中でございますが、4番の平泉町新型インフルエンザ等対策本部についての箱の中のところが、平泉町新型インフルエンザ対策本部となっております。インフルエンザのあとに「等」の文字が抜けておりましたので訂正をお願いいたします。また、右下の本部員の次が二重括弧になっておりますが、括弧一つの誤りでございましたので、併せて訂正をお願いいたし



ます。

それでは、参考資料により説明させていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法につきましては、資料、左側中ほどにありますように、新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定めることで、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小限となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる特措法が制定されております。

次に、参考資料右側、特措法が想定している一般的措置例をご覧ください。

新型インフルエンザ等が発生した場合、厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表に基づき、国及び都道府県は対策本部を設置し、それぞれ記載のと通りの対応となります。なお、国内で発生した場合等で政府対策本部長、内閣総理大臣の新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時は、参考資料左側下段下線部のとおり、市町村長は直ちに対策本部を設置しなければならない。また、対策本部については条例で定めることとされております。平泉町新型インフルエンザ等対策本部につきましては、参考資料右下に記載のとおりとなります。

それでは、議案書5ページをお開きください。

第1条では趣旨を規定しており、法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、平泉町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では組織について、本部長、副本部長、本部員ほか必要な職員について規定しております。

第3条では会議について、第4条では部について、第5条は補則についてそれぞれ規定しております。

なお、議案書5ページ裏にありますとおり、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

この条例については、まずちょっと2点ほどお伺いしたいのですが、一つは平泉町の対策本部の設置のタイミングはどのようなタイミングになるのかですね。それからもう1点は、先日、岩手日日の新聞にマーズウイルスなんていうのが今、世界的にヨーロッパとか中東で増えているよという新聞がありましたが、こういったものも、コロナウイルスですね、こういったものも含まれるのかどうかですね、種類として。新型インフルエンザ等ということは、その等の中にこのマーズウイルスとかの病気も含まれるのかどうか、その辺2点、お伺いします。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

まず、新型インフルエンザ等対策本部の設置のタイミングということでございますが、これにつきましては、政府対策本部長、内閣総理大臣の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられた時ということでございますが、その緊急事態宣言の内容が緊急事態措置を実施すべき期間であったり、緊急事態措置を実施すべき区域、それから緊急事態の概要というのが緊急事態宣言の中で発表されるということでございますので、この実施すべき区域、これがどういう単位になるか、県単位なのか地域単位になるのかということもございますけれども、それに該当する場合、国でも政府対策本部、それから都道府県では都道府県の対策本部がございますので、その緊急事態宣言の発表に応じた形で市町村も対策本部を設置するということになります。

それから、2点目がマーズウイルス等についてはどうなるのかというご質問でございますけれども、ここに新型インフルエンザ等という表現になってございまして、新たなウイルスとか既知されていないというか、現在分かっていない部分のところについても、感染症予防法だけでは対応しきれない部分等でこの新型インフルエンザ等対策特別措置法で対応していくということになると思いますので、等のところに入って来るかどうか、そのマーズウイルスが入ってくるかどうかという、マーズウイルスということになるとあれですけども、そういった意味での等ということだと思いますし、具体的な国の行動計画が6月7日にやっと公表されましたので、今後は県での行動計画、それから各地域、保健所圏域での計画になると思います。そして、市町村での対応というような形での取り組みの行動計画を策定していくということになるかと思っております。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

当町では要綱で定めていたのを条例にするというのは国の方針だとは思いますが、そこをより重要性を増したというか、そういう意味だとは思いますが、そうなった経緯をお知らせ願いたいということと、蔓延防止の措置というと当町は観光客、町民対象だったら大体区域でそれは分かるのですが、この蔓延防止の関係では、観光客に対して当町がとれる行動というのはどういうものなのか、それは県がやるのか国がやるのか、そこは見過ごすのか、そこら辺はどういう考えでおられるのかお知らせ願います。

議 長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

まず、これまで要綱として対応した経緯でございますが、平成21年当時にやはりこの新型インフルエンザについて問題というか、発生した場合の対策ということで、これまでは各市町村では要綱なりで定めてきたところでございましたが、今回の特措法で条例に委任するという、必置条例、条例化をするようにということで、これは都道府県も市町村もというようなことになったということでの今回の条例提案でございます。

それから観光客に対する対応については、まさに町単体では当然対応しきれない部分でございますし、先程言った県レベル、圏域レベルでの対応、あるいはやはり国の政府対策本部での観光客、発生地とか発生した場所ですね、海外で発生した場所とか海外渡航者の対策というところも具体の行動計画の中に定めていくことになろうかと思っておりますので、観光地としての対応策というものを考えていきたいと。ただ、町としてできる範囲というのはある程度限定されたものになるのかというふうには思っております。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第30号、平泉町新型インフルエンザ等対策本部条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第30号、平泉町新型インフルエンザ等対策本部条例は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第13、議案第31号、町道の路線認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書6ページをお開きください。

議案第31号、町道の路線認定に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回、町道の路線認定を求める路線は、路線番号が1276号、路線名が中尊寺鈴懸線、延長は約620メートルでございます。道路幅員は7.5メートルから9.5メートルでございます。路線位置については、議案書6ページの裏をご覧ください。国道4号線から町の公民館に向かって、夢館に向かう道路の接続箇所を起点といたしまして、町道鈴懸線、俗称観光道路と言われている道路に接

続するまでの区間でございます。今回の路線敷地につきましては、横浜市に本店を置きます株式会社陸建設グループの所有地でございますが、昨年4月に株式会社陸建設グループより無償譲渡したいとの申し出がございまして、これまで協議を進めて参りました。今回、無償譲渡等に伴う登記関係書類等が整いましたことから、今回この路線を町道として路線認定の議決を求めようとするものでございます。なお、道路敷地としてご寄附をいただきます土地の面積については7筆、5,835平方メートルでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

寄附ということですが、これは多分条件はないと思うのですが、そこら辺の経過、単なる無償譲渡というか、寄附なのか、再確認しておきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

基本的には無償譲渡ということで条件はございませんが、ただ、その中に赤線、青線、陸建設の土地にある使われていない赤線、青線、これを今回の敷地との交換をしていただきたいという、そういう内容の条件はございます。

議 長（青木幸保君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

町道認定ということになりますと、町の認定基準といいますか、道路基準に適合しているかと思うのですが、今後、認定することによってこれに必要な工事、伴うような工事があるのか、その辺、お聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

確かにこの町道を寄附していただくという申し出があった後に担当課で調査をいたしております。舗装の構成等を調査いたしました。先の大震災等で観光道路については被災が見られましたけれども、この道路については、路面等については一切被災がないという状況でございましたし、また、石垣等転用石を積んでおる場所がずっとあるわけですが、それについても一部については動いた形跡等がございましたけれども、調査した結果、崩壊のおそれはないということでございます。また、カーブ等ございますので、ガードレールの設置等も検討いたしました。

調査した結果、そこまでの必要がないということで、現段階では町として町費を出して路面の改修、あるいは防護柵の設置等、そういう必要はないというふうに判断しております。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第31号、町道の路線認定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第31号、町道の路線認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第14、議案第32号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書7ページをお開きください。

議案第32号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、7ページの裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

1 款町税2,565万5,000円、2 項固定資産税2,557万7,000円、これは現年課税分でございます。

3 項軽自動車税7万8,000円。

1 3 款国庫支出金、2 項国庫補助金75万円。

1 4 款県支出金997万9,000円、2 項県補助金957万9,000円、これには地域経営推進費566万

9,000円の増額が含まれております。3項委託金40万円。

17款繰越金、2項基金繰入金1,000万円の減、これは財政調整繰入金の減額でございます。

19款諸収入、5項雑入137万1,000円。

20款町債、1項町債60万円。

歳入合計2,835万5,000円。

次に、議案書8ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費20万5,000円の減。

2款総務費1,538万6,000円、1項総務管理費1,817万7,000円、これには財政調整基金積立金1,615万8,000円の増額が含まれております。2項徴税費271万4,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費76万9,000円、これには住民情報システム機器等賃借料232万4,000円の減額、住民情報システム賃借料711万6,000円の増額、住民情報システム使用料295万7,000円の減額が含まれております。5項統計調査費84万6,000円の減。

3款民生費273万8,000円の減、1項社会福祉費36万8,000円の減、2項児童福祉費237万円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費697万2,000円、これには個別予防接種委託料675万円の増額が含まれております。

6款農林水産業費164万6,000円の減、1項農業費364万6,000円の減、2項林業費200万円、これは里山再生松くい虫被害特別対策委委託料の増額でございます。

7款商工費、1項商工費27万円の減。

8款土木費420万5,000円、1項土木管理費323万5,000円、2項道路橋梁費158万4,000円、4項都市計画費73万円の減、5項住宅費11万6,000円。

9款消防費、1項消防費49万9,000円。

次に、議案書8ページの裏をお開きください。

10款教育費615万2,000円、1項教育総務費75万2,000円、2項小学校費242万3,000円、3項中学校費84万円、4項幼稚園費26万5,000円の減、5項社会教育費224万9,000円、6項保健体育費15万3,000円。

歳出合計2,835万5,000円。

次に、議案書9ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございます。道路橋梁改良事業の変更前の限度額8,670万円を変更後の限度額8,730万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

お聞きします。最初に9ページの裏、これは毎年のことですけれども、1款2項1目固定資産税の補正についてでございます。自治歳入の中で2,500万円というのは非常に大きい額、毎年見ていると大体5%から10%の範囲内で当初予算よりも、わずか3月の議会後、3カ月間の中でこれだけの金額が補正として出される。当初からこの金額がある程度分かっていたら、もっともっと中身の濃い予算が組めたのではないかというふうに思いますので、何とかここら辺がどうかにならないのかと、こういったようなことをお聞きしたい。ちなみに固定資産税の見直しは平成24年にあったはずですので、その辺、お聞きしたい。

14ページの裏、6款2項2目里山再生松くい虫については、当初予算で森林病虫害防除委託料1,300万円ほど見ておりますけれども、これと中身が違うものかどうか、それと本町においては確か本町は高度被害地域に認定されていないはずでございますけれども、隣接地域、高被害地域ではなくて隣接地域に平泉は指定地域になっているはずですが、こういうふうに現在の状況はどういう地域指定になっているのか、その辺、お聞きしたい。

最後に、リニアコライダーの負担金の問題ですけれども、これはどういう率といいますか、中身で割合はどのようなことでこの金額になっているのかお聞きしたい。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

固定資産税の増額分でございますが、これにつきましては、ほとんどが償却資産の増加分でございます。それで、予算を策定する場につきましては11月に策定しますが、償却資産の申告は1月でございます。1月末までに申告をしていただきまして、3月に償却資産の税額が確定します。その後、異議の申し立てがなければそこで確定ということになりますので、最終的な確定の時期が毎年、今の時期になるということでございます。それで、償却資産につきましては、企業の設備投資の状況によって大幅に変更になるものでございますので、予算をつくる段階では過去3年間の状況を見ながらつくるわけですが、その企業活動に左右される状況が大きいということもございますので、今回、このような補正になったというところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

ご質問の里山再生松くい虫被害特別対策の部分でございますが、当町は被害地域と一般的な地域になってございますが、今回の事業につきましては国の平成24年度の補正予算で予算化されたもので、これを平成25年度に繰越しして事業を実施するものでございます。中身としましては、松くい虫の被害状況、これは毎年予算化して被害対策を実施しているわけでございますが、

なかなかこれが全て撲滅できる状態にはないというのが実態で、毎年それを実施しているわけですが、今回の国の補正予算で更にここの部分については特に重要松林、ここで言いますと毛越寺の堂山ですか、ここがそういう地域になっていますが、その部分についてを具体的に更に調査とこの被害防止対策、これは被害木を調査しまして薬剤を樹幹注入、木に薬剤を注入するという対策でございます。そういった徹底した駆除を支援するということでの国の予算化による事業ということでございます。

地域指定については、これは通常の被害地域という形で指定されております。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

11ページの裏の企画費の中の東北ILC推進協議会負担金並びに岩手県国際リニアコライダー推進協議会負担金の負担額の割合等でございますけれども、これにつきましては団体会議と企業等の法人会議がございまして、それぞれ団体会議は一律定額でこの額ということで、平泉町につきましては団体会議として東北ILC推進協議会には1万円、岩手県の国際リニアコライダー推進協議会負担金として2万円というふうに計上しているものでございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

先程の松くい虫の被害の地域の問題ですけれども、以前先端地域と隣接地域と高被害地域というような三つに岩手県では分けて、未被害地域も含めると四つの地域に分けているようなので、平泉が隣接地域に指定になっている、奥州市と一関市は高被害地域というその間に挟まれている地域だということに私は認識してございます。要するに、平泉が両市のように高被害地域になっているのか、なっていないのかということをお聞きしたいわけです。それで、そのために松の被害が進行しているのか、していないのか、こういうことです。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

平泉町が高被害地域の部分で更にどういった指定を受けているかは、ここには詳しい資料がちょっとございませんので、確認をしてお知らせしたいと思います。

議長（青木幸保君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時55分

再開 午前11時15分

---



議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

引き続き、平成25年度一般会計補正予算（第1号）を質疑いたします。

先程、5番議員の質問の中で保留にされていた部分がありましたので、その部分の答弁から進めさせていただきます。

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

先程のご質問ですが、平泉町は現在、以前は隣接区域ということでございましたが、今年の3月に県の方では平泉町は高被害区域に変更したということでございました。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

13ページの裏ですが、4款衛生費の1項2目予防費の中に、これは風疹ワクチンの個別予防接種委託料ということで675万円ということですが、この金額が大体どれぐらいの接種者を想定しているのかお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

個別予防接種委託料の675万円につきましては、成人の風疹の予防接種に係る費用の部分でございます。成人の風疹につきましては、首都圏を中心に本年度、大流行しているというようなことで、県下でも、保健センターで聞いている情報では7人ほどが風疹にかかっているというようなことでございます。それで、まず、妊婦の周辺、旦那さんとか家族の方がかかっているとお腹の中のお子さんに影響を及ぼすおそれがあるというふうに言われておりまして、その方々を対象にということでございますけれども、一応年齢は、2種類あるのですが、平成25年度に20歳から23歳までの方は第4期の、麻疹・風疹のMR、もしくは風疹4期を接種していない方については対象としますということですし、24歳から49歳の方については妊娠を希望している方の旦那さんだったり家族の方に対してというような対象者を見込んでおりまして、助成額ですけれども、風疹、単抗原の場合については3,000円を上限に考えておりますし、麻疹・風疹混合のワクチンの場合には、MRワクチンの場合には4,700円というようなところで、生保世帯については全額公費負担というふうに考えておりました。これについては、隣接の一関市の状況であったり、一関市医師会との協議の中で設定をして予防接種を取り組んでいくというようなことになっておりまして、今回の予算につきましては単抗原では100人ほど、それからMRでは1,290人ほどの方々、これについてもワクチン自体が、単抗原がなかなか入手できないという医療機関もございますので、どちらかのような選択性という2種類のワクチン対応ということで考

えていっての取り組みとなりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

確かMRワクチンの方は1万円を超えるぐらいの金額だったように思いますが、そのうちの4,700円を補助ということですね。県の方でも補助を今、県議会の方で申請という形になっているようですが、そちらとの兼ね合いはどういったことになっているのでしょうか。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

県の方でも検討しているということは伺っておりました。それで、一律3,000円のうちの2分の1みたいな情報はいただいておりますが、正式決定はこれからということでございます。県補助、対象者もちょっと限定的な部分もあるようなところがございますので、その辺のところは対象者をきちんと把握しながら補助対象になるものは補助対象でお願いしていくというふうにした形で取り組んでいきたいと思いますが、今回、県の歳入までは見込んでおりませんでした。なので、決定次第、補正をまたお願いしていくというふうな取り組みでありますので、よろしくお願ひします。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

予算を確保しても受ける方がそれになかなか満たないという例が今までもありましたので、このワクチンに関しては本当に、もちろん妊婦は受けられない、それでも周りの家族、あるいは職場とかそういった形の人たちがやはり受けてほしいというような、やはりこういったきめ細かい説明が必要だと思っておりますので、その辺をやはり対処というか啓蒙というか、そういうことをやはり積極的に行って、受けやすい状況をつくっていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

1点だけ質問いたします。14ページの6款1項4目の畜産業費の中の15節工事請負費、汚染牧草地中保管埋設工事費で32万3,000円、予算組んでいますが、これはどこら辺の場所に埋設するのかですね、埋設する方法、今までの各学校の校庭なんか除染やりましたけれども、そういう方法にするのか、ちょっともう少し具体的にどういう埋設方法するのかを教えてください。場所と方法ですね。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

これは汚染牧草の処理でございまして、文字どおり地中に保管するということですが、町内で今、汚染牧草を保管している農家で1件だけどうしても牧草がもう既に腐ってきているという、それがかなり進行して、このまま保管するのは難しいということございまして、その農家と協議をいたしまして、この県の利用自粛牧草の処理円滑化事業のメニューの中で地中保管というものがありますが、そういった要綱に基づいて腐ってきた汚染牧草をその農家の土地の敷地内に地中保管するというので、これはきちんとシートで敷いて、その上に汚染された、しかも腐食している牧草を敷いて、更にそこに覆いのシートをかぶせて土をかぶせるということで一時保管をするという工事でございます。いずれ、現在、平泉町では地中保管はその1件で、あとの汚染牧草を抱えているところは、今回予算化しておりますのは屋外で保管している人たちはシートをかぶせて保管している、あとは、現在屋内に保管しているから問題ありませんというところもありますので、いずれ今回の工事に関しては屋外で、しかも汚染された牧草がもう腐食しているという状態で地中に保管せざるを得ないという状況であったということで、県の要綱に基づいて行うものでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ある農家のということで、ちょっと場所は特定できないということですね。それではちょっと不安なのですが、いいでしょう。汚染牧草の処理については大東清掃センターでもやっているわけなので、そういうところに持ち込むとかという方法は当然考えられる処理の仕方だと思うのですが、むしろその敷地内に埋設するより、そっちの処理を優先した方がいいのではないかなと思うのですが、その辺はどういうふうに考えていますでしょうか。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

今、議員がお話のとおり、最終的にはペレット化して保管、そして最終的には焼却をするという計画でございますけれども、いずれ一関管内なかなか牧草の焼却も進んでいない、何年間かは保管せざるを得ない状況だと、すぐに焼却はできないという状況ですので、やはり焼却がされるまでの間はこれまでどおり保管していかなければならない、各自です、そういう状況で、今回は地中保管をするということでございます。最終的には乾燥させて焼却をするという方向を目指しているようです。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

10 ページ、14 款県支出金の3 項5 目教育費委託金の40 万円、いわての復興教育学校支援委託金というふうになっていますが、この詳細を伺いたいです。それから、5 番議員と同様で関連の質問になりますが、町の対策ということでどのようにされているか、防除の薬を散布するだけなのか、観自在王院跡にも赤くなった松が立っておりますけれども、どういうふうな処理をしてどういうふうにされているのかということを含めまして、その2 点お願いします。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

10 ページのいわての復興教育学校支援委託金の40 万円でございますが、これについては岩手県の事業でございます。指定した推進校を管轄する市町村と委託契約を結びまして、推進校の復興教育の取り組みに対して支援を行う事業となっております。当町では17 ページの表にありますように、昨年度は平泉小学校が行いましたので、長島小学校と、17 ページの裏にあります平泉中学校の教育振興費の中に予算をとっておりました。長島小学校につきましては、11 節の消耗品のところで17 万5,000 円、これについては災害防災マップの地域情報に係るマップを作成するというものでございますし、役務費の3,000 円については関係者についての通信運搬、切手等の手配でございます。図書購入費の2 万4,000 円につきましては、災害関連に係る図書の購入ということで今の予定をしております。一方、平泉中学校におきましては17 ページの裏になりますけれどもね、8 節の報償費のところで津波復興関係の講話をお聞きするという講義謝金の5,000 円、それから消耗品費、印刷製本費で19 万3,000 円、それから郵券料として通信運搬費を4,000 円とってございます。このような事業を、委託事業でございますので、財源は全て100% 県からいただけるということで、これを使って復興に係る教育を推進していくという事業になります。

以上です。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

松くい虫の被害防止の対策ですが、まずは完全にもう枯れてしまったものについては切り倒しまして、そして拡散しないようにシートをかぶせて腐らせていくというものでございますし、かなり木が弱ってきているというものについては、これは今回もですが、木に薬を注入する、樹幹注入をするという方法もあります。一般的にはこれは被害の拡大を防止するために今も行われていますが、薬剤を散布する、空中散布、地上散布、両方あります。いずれ、そういった形で各段階で状況に応じて行っているということでございます。

議長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

#### 4 番（寺崎敏子君）

大体そこら辺は私も理解しておるわけでございますけれども、そうすると松くい虫にかかっているのではないかということは、パトロールする人がいるのか、それからそれを住民から通報してもらうのか、通報したらどの期間のうちにそういうふうな伐採に入るのか、それから目に付くところならいいのですけれども、宅地とかそういうところありますね。そういうふうなところはどのように町の方に通報するのか県に通報するのか、そういう具体的なことが町民は意外に分かっていないのではないかとということもあるのですが、どのような対策方法を町民に情報提供しているかということをお尋ねします。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

まず調査でございますが、これは町の担当課、森林組合に委託をしまして調査をしております。これは春と秋と大体大きく分けて年に2回調査をしますし、そうした被害木の防止の対策の事業も春と秋に行っております。いずれ、これにつきましては被害になったと、何とかそういう兆候が出てきているという部分については、いずれ町の方に連絡をいただければということで、これは県でもいいわけですが、差し当たってまずは町民の方は町の方に、担当課の方にご連絡をいただければ町の方で調査に伺うということでして、いずれ定期的に松くい虫については広報に載せたりはしてはいるわけですが、今一つPR効果は出ていないということであれば、もうちょっとその方法は検討しなければなりません、いずれ素人目にもやはり枯れてきてから気付くという、化学的にいろいろやるというよりも、実際に現地に行ってみて対応するというのが調査方法のようでしたので、なかなか蔓延を防止できないというところはあるようではございますけれども、定期的に調査をしてやっていきます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

3番、阿部正人議員。

#### 3 番（阿部正人君）

16ページになりますが、8款土木費の中の4項都市計画費の中の19節に生活再建住宅支援事業補助金130万円の追加でございます。これは県の補助金1,031万9,000円、県補助金でいただいておりますが、この傾向として現在も130万円、この申請の方々というのはどのような傾向にあるのかということをお伺いいたします。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

16ページの生活再建住宅支援事業補助金130万円の中身でございますけれども、これは東日本大震災の被災の方が町内に住宅を新築するという場合の助成金でございます、現在1件の方が申し出がございまして。その関係で130万円を補正しようとするものですが、内容につきまして

てはバリアフリーの対応した場合、上限が90万円、そして県の木材を使用した場合、これが40万円ということで合わせて130万円ということで今回補正をしようとするものでございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

ありがとうございます。先に1,000万円の予算は計上されている、この1,000万円の補助金は使い果たした、これからか、そのあたりどうなのか、補助金は130万円追加、追加としてもらうものなのか、さっきの1,000万円というのはどういうものなのか、もう消化したのかどうか、予想なのか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

当初予算での金額だと思いますが、今回のものは当初予算で見込んでいなかった新築する方に対する助成ということでございます。それで、先の1,000万円弱の事業につきましては、これは新築ということではなくて被災した住宅の改修、補修、あるいは宅地の復旧、これらに対する助成ということでございまして、これについては現在も随時申請を受け付けている状況でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

12ページにございます2款総務費の14節の使用料及び賃借料の関係、そのほかにも使用料、賃借料いろいろ減額されておりますが、内輪で要求してそれが支出になった結果だとは思いますが、特にもここの部分での住民情報システムの機器の賃借料がマイナスで、情報システムの賃借料というのがプラスになって、この使用料もマイナスという、合計すると183万5,000円の支出合計になっているようですが、この顛末はどういうことなのかお知らせ願いたいと思います。

ちょっと細かい話でございますが、13ページの裏に3款2項4目13節委託料で園庭の支障木除去委託料ということになっておりますが、園とすると幼稚園、保育園の庭木だと思われるのですが、これどういうことなのか。

大きいところはみんな質問されていますから、細かいところでいうと、11ページの裏にあります2款1項5目財産管理費の筆界確認調査が新たに出ているようですが、これはどこの部分の委託料なのかお知らせ願いたいと思います。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

11ページの裏、12ページの関係の使用料とかの減額の部分でございますが、今回、住民情報システムについて、実は町民福祉課の住基の部分であったり税務課の税情報の関係だったり

やっているわけですが、それを町民福祉課で一本で契約、今回、賃借料について長期契約をするものですから、それを住基、印鑑、年金、国保、それから税の関係を一本で契約することといたしました。そのことによりまして経費の節減、節約も出てきましたことによりまして、また、現在、当初予算では税の部分は税で予算化していたものですからそれを減額しまして、戸籍住民基本台帳法の14款の方に持っていったわけです。今まで保守点検料等の機器の使用料も別々にとっていたのですが、そのことも一本化することができましたので、例えば戸籍住民であれば委託料の部分は保守点検料を減額しております。総体でもこの賃借を5年、長期契約でございますので5年間になるのですが、そのことをやったことによりまして若干ではございますけれども、総体でも70万円近い減額をすることができております。その関係でございます。

それから、13ページの裏の園庭の支障木の関係ですが、これはおっしゃるとおり、きりり園の園庭の中に桐の木があるのですが、それが枯れてしまったことによってちょっと危険だということで、なるべく早く除去した方がいいということで補正させていただいておりますので、この補正が通りましたあとには早速除去したいと思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、11ページの裏の財産管理費の中の筆界確認調査委託料でございます。これにつきましては、中尊寺第一駐車場の土地でございます。平泉観光レストセンターに賃貸借している土地の筆界確認でございます。これにつきましては、契約につきましては従前、土地登記簿等によりましてその面積で契約を交わしているわけでございますけれども、現地建築にあたりまして確認等をする際に現地との筆界が、杭等が現在設置されてございません。それを復元するために今回この予算を補正させていただきまして、7点の筆界を今回復旧するものでございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

そうしますと、住民情報システムだけではなくて税も含めて長期契約、そうすると今までの使用料の賃借料なんかの案分とか、そういう部分の会計上の処理はしないで、ここ一本でやるという形になるのですか。そこら辺をもう一度お聞かせ願います。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

今までですと、その担当課であったり、また、先程も話しましたように町民福祉課の中でも年金だったり児童手当だったりあるわけですが、その会計科目ごとに見積書等をいただいて保守点検とか賃借料を支払っていたのですけれども、それらについて事務上特に一本でも大丈夫だということで、戸籍の1目の中の使用料で一本化するということでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

もう一つ、ここに同じシステムでも賃借料と使用料というのは、ソフトとハードの違いでこういう表現しているのですか。もう一度お願いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

システム賃借料というのがハード的な部分になりますので、システム使用料はソフトになります。

以上です。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

関連の関係で質問したいと思いますが、先程、教育民生常任委員会の報告の中で学童保育の件ございました。何度か町民福祉課長とは、いろいろ今の状況についてどうするかという話はやっておりましたが、いずれ四十数名の定員の中に六十数名が毎日いるという状況というのは決していい環境ではないわけですので、先程の報告にもありましたように早急に対処されたいというお話がございました。そこで、前々から話していますから町長ともお話ししている分があるのだらうと思いますけれども、その流れでどういう対処の仕方をしようというふうに考えているのか、今の状況をお聞かせいただきたいと思ひますし、もう一つ、先程、中尊寺鈴懸線の中で無償譲渡ということで大変喜ばしいこととございますけれども、その中で赤線、青線の分のやりとりがあるというお話がありましたが、この赤線、青線の部分の平方メートル数というのはどのくらいあるのかということ分かりましたら教えていただきたいと思ひます。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

放課後児童クラブにつきましては、今、委託しておるわけですが、委託している職員の方々には本当にすごくいっぱい頑張ってもらっているというところで、これからの子ども・子育て支援の新支援制度も出てくるわけですが、その中でも今は大体おおむね3年生までだったものが、今度は6年生まで大丈夫になるようになります。そして、また、その中での兄弟で入っていたりしますとどうしても4年生だ、5年生のお兄さんが入っているというとまた下の子が入っていればどうしても兄弟で預かるというようなことだったり、家庭の事情を聞いていきますと入れざるを得ないような状況で今六十何人というような状況になっているところですので、本当に、天気のいい日は大丈夫ですが、雨の日の場合は本当に六十人ぐらいの子供たちが



あの狭い中でぎゅうぎゅうしているというような状況は承知していますし、この間の総務教民常任委員会でも視察していただいたところでございます。

今言った子ども・子育ての新支援制度のニーズ調査ということをもっと今年度しなくてはいけないこととなっておりますので、その利用状況とか保護者の方たちのニーズというのはどのようにしたらいいかということもあると思うので、まずその辺の調査はもちろんしていきたいと思っておりますし、行革の中で今年度、すぎの子については施設の見直しというのか、計画を立てなくてはならないことになっておりましたので、もう一度現状と課題と見ていきたいと思っております。そのことによって総合計画の中の事業計画にも入れていきながら、予算要求なんかもしやすいようにしていった増築をしていかななくてはいけないのかと思っております。実情とすれば、生まれてくる子供たちはもう50人を切ったような感じで40人くらいなのですが、今1年生でも、今年度は39人だったと思うのですけれども、39人中半分の子供たちが放課後児童クラブを使っているような状況です。これについては、子供が減っていくから減るということではなくて、多分増えていく状況になるのかというような状況ですので、やはり増築はしていかななくてはならないということで思っております。今話しているとおりに行革の中の施設整備計画の中にきちんと盛り込んだ中で進めていきたいと担当課では考えております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道中尊寺鈴懸線にかかる陸建設との交換する土地でございますけれども、陸建設の土地につきましては2筆で322平方メートルに対しまして赤線、青線、点在しておりますけれども4筆ございます。その面積は311平方メートルということで、これを交換しようとするものでございます。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

学童保育に関しましては、今、青山課長が言ったとおりでございますけれども、やはり何年かは同じ状況が続いているわけですね。ですから、やはり調査は調査でいいのですが、調査する前に、やはりもうそういう状況になってきたのだという認識を持たなければいけないかと思うのですね。ですから、その方針を委員会報告の中で早急にという話というのは、やはり40の中に60人入れるというのはどれくらい大変なのかということですね。これはやはりきちっと認識しなければいけないかと思っております。今までは春に入学と同時に入ってくるのが五十何人という数だったのですが、5月、6月過ぎますと大体安定してくるという状況だったり、また、3年、4年、スポ少の方をやるようになったりなんかしまして、うまく自然調整ができたような状況だったのですが、先程課長からお話ありましたように1年生が39人のうちの23人、2年生も同じように23人入っている、この1年、2年だけでもう46人という、定員にもう満ちるわけですね。そ

ういう意味では、もう待ったなしの状況が今あるのだということだと思います。そういう意味では、やはりこれは早めの行動をとっていただかなければ、やはりこの60人入るといふことの圧迫感ということを見ると、全く子供にとっては環境が良くない状況にある。ましてや、大人が黙って座っているのではなく、子供たちは行動範囲が広いわけでありますので、先程言いましたように、雨の日なんかはほとんど動けないような状況で暴れているのだらうと思います。そういう意味では、やはり早めの対応というのが今の状況からやっていかなければいけないかと思ひます。これは課長はこれから予算化していくという部分がある、それは当然でありますけれども、やはりスピード感という部分をやっていく必要があるのだと思ひます。これは町長からお話しいただきたいと思ひます。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

学童保育については状況は聞いておりますが、ただ、今、議員お話しのとおり、動きというのが当然、最初の年度スタートと途中でそれぞれ動きがどうなるかというのが、それぞれの委託している方々のご意見もやはり必要なかというふうに思っています。いずれ、今、総務教民常任委員長からのお話については私もその意を十分お伺いしましたので、それについては現状も早速管理している代表の方と早速お話をしたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第32号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第32号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第15、議案第33号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書21ページでございます。

議案第33号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

それでは21ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金197万9,000円の減。

7款町債、1項町債4,720万円の増。

歳入合計4,522万1,000円の増。

次に、歳出でございます。

1款下水道事業費、1項下水道事業費237万5,000円の減。

2款公債費、1項公債費4,759万6,000円の増。

歳出合計4,522万1,000円の増。

次に、議案書22ページ、第2表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的、下水道事業借換債。限度額4,720万円。起債の方法、普通貸付又は証券発行。

3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは定例に借換えすることができる。

歳入における他会計繰入金197万9,000円の減及び歳出における下水道事業費237万5,000円の減は職員の異動に伴う給与等の減に伴うものでございます。また、歳出における町債の4,720万円増及び歳出における公債費4,759万6,000円の増は、東日本大震災に伴う特定被災地公共団体における復旧復興を支援するため、平成25年度に限りの措置として年利4%以上の旧公営企業の年金、公庫資金に係る地方債について補償金、繰上償還を行えることにより、その財源として今回、特定被災地公共団体借換債を発行できることから今回補正しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、小松代智議員。

7 番（小松代智君）

この借換債の関係ですが、4%を3%以内で、何%なのですか。ここのところをはっきりしてください。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

現在、旧公営企業金融公庫資金を借入れております資金につきましては、4%以上のものが8本ほどございまして、それを今回、この特定被災地方公共団体借換債に借換えるというものでございますが、その場合の借入れる率につきましては、現在の状況を見ますと年0.4%くらいになるのではないかと。今の利率ですとそういうふうに見ております。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第33号、平成25年度平泉町下水道事業（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第33号、平成25年度平泉町下水道事業（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第16、議案第34号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書25ページでございます。

議案第34号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさ

せていただきます。

25ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに歳入でございます。

4款繰入金、2項基金繰入金72万5,000円の減。

歳入合計72万5,000円の減。

次に歳出でございます。

1款水道事業費72万5,000円の減、1項水道管理費66万5,000円の減、3項水道事業費6万円の減。

歳出合計72万5,000円の減。

この補正は、職員の異動に伴う給与等の減に伴い補正を行おうとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第34号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第34号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第17、議案第35号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書28ページでございます。

議案第35号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

29ページの平成25年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、最初に資本的収入及び支出でございます。項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

初めに収入でございます。

1款資本的収入546万円、1項企業債、1目企業債210万円、2項負担金、1目負担金336万円。収入合計546万円。

次に支出でございます。

1款資本的支出548万円、1項建設改良費336万円、1目一般改良事業費896万円、2目設備改良事業費560万円の減。3項企業債償還金、1目企業債償還金212万円。

支出合計548万円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第35号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第35号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

---

議長（青木幸保君）

それでは、再開いたします。

日程第18、発議第3号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

発議第3号、提出者、寺崎敏子。賛成者、高橋幸喜議員、小松代智議員、佐々木雄一議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員。

子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

次のページをお目くりください。

子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書（案）。

国は2012年8月、子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連三法が参議院において可決・成立させ、2015年4月1日からの新制度施行をめざしている。新制度は、直接契約、利用者補助などを柱とするしくみであり、待機児童解消のために多様な事業者の参入を図り、保育を市場化、産業化するものである。国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障を制度の柱にして子どもたちの保育を受ける権利を保障してきた現行保育制度と比較すると、新制度は、児童福祉法24条にもとづく市町村の保育実施責任を大幅に後退させ、子どもが受ける保育に格差を持ち込むものといえる。

この間、全国の保育関係者が、保育制度改革の基本には子どもの保育を受ける権利の保障をすべきであるとの観点から、子ども・子育て新システムの問題点を指摘してきたところであり、これらの意見を反映して一部修正がされたことは一定の評価をすることができる。しかしながら、子どもの権利を実質的に保障するという観点から見れば、決して十分な内容とはいえない。

子どもの貧困や子育て困難が広がるなかで、都市部では保育所の待機児童が急増しており、過疎地では保育の場の確保が困難になっている。被災地の保育所の復旧・整備も遅々として進んでいない。そうしたなかで保育制度改革をすすめるのであれば、子どもの権利保障の観点から十分な検討と配慮が必要である。

よって国及び国会におかれては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望する。

1、児童福祉法24条における保育を受ける子どもの取扱いに格差を生じさせることなく、市町村の保育実施責任並びにすべての子どもの保育を受ける権利を明記し、市町村の保育実施義務を政省令に反映させること。

2、保育の必要性の認定については、これを見直すか、もしくは、その認定においては、子ど

も自身の保育の必要性を基本にする制度とすること。

3、保育時間については、子供の生活および教育保障の観点から、子どもの立場に立って適切な保育時間（短時間でも最低8時間）を保障すべきこと。

4、保育にかかわる基準は、子どもが保育を受けるすべての施設・事業で重要な点（面積基準、職員配置基準、安全基準等）については同じ基準とし、現状より向上させるべきこと。

5、幼保連携型認定こども園と保育所、小規模保育所など、施設・事業ごとの公定価格（保育単価）に差異をもうけないこと。

6、保育料の無償化に向けて、0歳から就学前までの保育を必要とする子どもについて保護者の負担軽減、段階的無償化への措置を講じること。

7、職員処遇については、正規・非正規の職員にかかわらず処遇改善のための仕組みを導入すること。

8、施設整備費補助については、待機児童解消のために維持・拡大すること。また施設の建て替え、耐震対策に対応するため恒常化し、公立施設にも適用すること。

9、保育に支出される公的資金が、確実に子どもの保育の質と量を維持拡大するために使われる仕組みを設けること。

10、保育制度改革にあたっては、保護者、保育現場の意見を尊重し、拙速な実施は避けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月18日、岩手県平泉町議会。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

趣旨については反対する立場にはないのですが、ただ、ちょっと引かかるのが、最近、横浜市で待機児童がほぼゼロになりましたよという話があるのですよ。ということは、2012年8月以降ですね、こういった法律が可決成立されたあとにいろいろ横浜市は努力してそういう状況にしたという話を聞いてますが、その辺については、この意見書の中でどういうところに関連するのか、ちょっと教えてください。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

法律的なことなのでその詳しいところまで実際のところ審議には入っておりませんが、各委員からの話を申しますと、やはり今までだと公的に子供の保育を保障してきたけれども、こういう民間主導型になっていくと、趣旨の中にうたわれているように、参入化されてくると子供



の保育が保障されないということは、この制度にやはり賛同するものであるというふうな意見だったので、こういうふうに意見書を取りまとめたところです。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ちょっと関連しますが、そうしますと今、横浜市での実情というのは保育に関しては不完全と  
いうか、不備が多いというか、そういう理解でいいということでしょうか。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

先程も申しましたけれども、横浜の実態のことについてまでのお話の審議の内容にはなってお  
りませんでした。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

いや、横浜市が審議していないではなくて、今、マスコミなり新聞なりでかなりその辺の情報  
が流れているわけですよ。議員の立場として、やはりその辺の実情をしっかりと理解した上で進  
めるのが本当ではないかと思う。私は別にこの意見書に反対する立場ではないのですけれども、  
その辺まで細かく、きめの細かい部分もやはり必要ではないかと、そうした方が良かったのでは  
ないかと思うのですけれども、ちょっとその辺、もう一回お願いします。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

本来であれば、そういう情報もきちっと捉えながら議員として審議すべきところではござい  
ますが、まだ2015年4月からの施行にあたってのところまでの私たちの意見というところまで踏み込  
んでいなかったのも、横浜のその事例も資料としては持ち合わせなかったのも、今後そのような  
方向性で審議を進めて参りたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは、進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第3号は、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第19、発議第4号、公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

発議第4号、提出者、寺崎敏子。賛成者、高橋幸喜議員、小松代智議員、佐々木雄一議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員。

公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書（案）。

厚生労働省は、「特例水準」を解消するとして、3年間で2.5%の年金引き下げを行おうとしています。

2000年当時、政府は高齢者の生活実態と、経済への悪影響を考慮して年金額を据え置いたものであります。

然るに、今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較しても、ますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消・2.5%削減」を強行することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも認めることは出来ません。

以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求めます。

記、1、公的年金2.5%の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月18日、岩手県平泉町議会。

よろしくご審議お願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

特例水準を解消するという事はどういう意味を持っているかということですが、確か公的年金は物価連動性ということで法律上は決まっていたはずなのですが、それを特例措置として物価が下がっているにもかかわらず下げなかったということで、実質的には政府からいえば払いすぎ、受給者からすればもらいすぎということで、それを是正しようという確かこれ話だったような気がするのです。物価が下がっているにもかかわらず下がっていないということは、実質的には値上げというか、支給額が上がっているわけですね、総体的に考えますとね。それで本当にいいのかというのが一つの論点になって、ではそれは是正しましょう、訂正しましょうということなはずなのです。今サミットでも安倍総理がイギリスに行って、結局借金がGDPの2倍ある国は日本だけだよということで、その辺も修正するような、もう少し対策打つよという意見が出るぐらいやはり国の財政はかなり厳しいと思います。その中でやはりできることをまずやろうということで、これについては特例水準を解消しましょうということだったはず。これ、確か国会でほとんどの政党が賛成しているはずですよ。その辺の考え方はどういうふうに考えているのでしょうか。もう少し詳しく、委員会としての見解をお願いします。

議長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

基本的には、今、2番議員がおっしゃったとおりで、委員会の中では、やはり国の年金の財政が厳しいから値下げせざるを得ないのではないかとのご意見もありました。しかし、やはり意見書の中にありますように、高齢者を取り巻く状況は非常に厳しいのであると、消費税もいずれ上がってくるだろうということも踏まえながら、高齢者の生活を守る立場でということ。そういう話の中で委員の中から意見として出ておりました。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。なければ進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号、公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長（青木幸保君）

挙手多数です。

したがって、発議第4号、公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

以上で本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉会宣言をします。ご起立願います。

これをもって、平成25年第2回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午後1時17分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青木幸保

署名議員 大内政照

同 阿部正人